

県南広域振興局長告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和3年8月6日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 白崖弥栄線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 一関市花泉町日形字中神213番10地先から221番6地先まで
 - (2) 一関市弥栄字菖蒲1番10地先から字下谷起75番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年8月6日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - (2) 期間 令和3年8月6日から同年9月6日まで